



八 監 第 4 1 2 号
令 和 3 年 1 2 月 2 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による総務部の監査
を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

総務部

(1) 総務課

(2) 庁舎総合整備課

(3) 法務課

(4) 危機管理課

(5) コミュニティ推進課 ※市民活動サポートセンター及び消費生活センターを含む。

(6) 戸籍住民課（パスポートセンター）※支所及び連絡所を含む。

(7) 職員課

3 監査の範囲

令和3年度（令和3年9月末現在）における総務部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和3年9月13日から同年12月24日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関の所見（指摘事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
コミュニティ推進課（市民活動サポートセンター）	指摘事項	<p>1 物品設備利用収入に係る収納手続について</p> <p>市民活動サポートセンターにおける物品設備利用収入（印刷機使用料及び複写料）について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第35条第1項の規定による指定金融機関等への払込時期に関して、特別の事情がある場合として、週1回から2回の払込みが認められていたが、一部で週1回の最低限の払込みが行われていなかった。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、今後は、適切な収納事務を行われたい。</p>
戸籍住民課	指摘事項	<p>1 契約事務の手続について</p> <p>資源ごみ回収運搬処理業務委託について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第140条、第141条第1項第3号及び第145条の規定により、随意契約として、一人の者から見積書を徴取の上、契約書又は請書により契約を締結する必要があるが、見積書が徴取されておらず、契約が締結されていなかった。</p> <p>今後は、適切な契約事務を行われたい。</p>